

【 学費（校納金）・その他の経費 】

1. 入学手続き時に必要な経費について

入学手続き金	内 訳	
	入 学 金	150,000円
	施 設 費	50,000円
	諸 経 費	36,000円
合 計	236,000円	

※ 諸経費は、年度により若干の増減があります。

※ 一旦納入された入学金はご返還いたしません。但し、所定の手続きを経て入学を辞退される場合は施設費及び諸経費をご返金いたします。

2. 月々の経費について

月額経費	内 訳	普通・総合ビジネス科	総合生活科	支援金支給額
	授 業 料	32,500円	32,500円	
※ 就学支援金	▲国からの就学支援金	▲国からの就学支援金	▲国からの就学支援金	← (▲32,500円 ▲9,900円 ▲0円)
施 設 費	5,000円	5,000円	5,000円	
※ 調 理 費	0円		1,400円	
各 種 会 費 (PTA・生徒会・校友会)	1,900円		1,900円	
合 計		6,900円	8,300円	▲32,500円
		29,500円	30,900円	▲9,900円
		39,400円	40,800円	▲0円

※ 上記の校納金は、就学支援金が月額0円～32,500円支給された場合の金額となります。

※ 月々の経費「授業料」に対して、国から就学支援金が下記の基準により支給され、授業料から差し引かれます。

※ 調理費は総合生活科のみ納入（8月・3月除く）。

※ 修学旅行積立金は別になります。

高等学校等就学支援金支給基準（令和元年度）

保護者等の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額	保護者等の世帯年収の目安	令和元年度の就学支援金支給額	令和2年度より 無償化対象世帯を拡大
0円（非課税）	250万円未満	24,750円	
100円以上～85,500円未満	250万円～350万円未満	19,800円	
85,500円以上～257,500円未満	350万円～590万円未満	14,850円	
257,500円以上～507,000円未満	590万円～910万円未満	9,900円	
507,000円以上 ※ 所得制限	910万円以上	0円	

・ 就学支援金の支給額は保護者等の、市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算により決定されます。

・ 上記の保護者等の世帯年収は、両親・高校生・中学生の4人世帯で両親のどちらか一方が働いている場合の目安年収です。

・ 2020年度から、私立高等学校の授業料が実質無償化され目安年収590万円未満の世帯に対して、国から支給される就学支援金が大幅に増額される予定です。詳細は、文部科学省のホームページに掲載されておりますので「[高校生への修学支援](#)」で検索しご確認ください。

3. その他の経費について

- ・ 制服（夏・冬）・体操着（長・半）等の学校指定用品（靴・カバン等すべて含みます）
男子・・・約140,000円（2019年度入学生）
女子・・・約145,000円（2019年度入学生）

【 奨学金制度・支援制度 】

1. 学業特待生

学業特待生試験において、学力試験及び調査書等により総合的に判定し特待生合格した生徒に学業特待生として、下記の①・②いずれかの資格（特典）が与えられます。

- ① S特待・・・入学金・施設費（入学手続き時）・授業料全額・施設費（入学後）を奨学費として支給
- ② A特待・・・入学金・施設費（入学手続き時）・授業料半額・施設費（入学後）を奨学費として支給

2. スポーツ文化特待生

スポーツ文化特待生試験において、学力試験及び実技試験、調査書等により総合的に判定し特待生合格した生徒にスポーツ文化特待生として下記の①～③のいずれかの資格（特典）が与えられます。

- ① S特待・・・入学金・施設費（入学手続き時）・授業料全額・施設費（入学後）を奨学費として支給
- ② A特待・・・入学金・施設費（入学手続き時）・授業料半額・施設費（入学後）を奨学費として支給
- ③ B特待・・・入学金を奨学費として支給

入学手続き時	S	A	B
入 学 金	免 除	免 除	免 除
施 設 費	免 除	免 除	50,000円
諸 経 費	36,000円	36,000円	36,000円
合 計	36,000円	36,000円	86,000円

月々の経費	S	A
授 業 料	全 額 支 給	半 額 支 給
施 設 費	免 除	免 除
各 種 会 費 (PTA・生徒会・校友会)	1,900円	1,900円
合 計	1,900円	※ 所得により変動します

※ 入学手続き時の諸経費は、年度により若干の増減があります。

※ 月々の経費「授業料」への奨学金は、就学支援金を差し引いた額に対して「全額」又は「半額」を支給します。

※ 総合生活科は上記に加え調理費（月額1,400円）を納入していただきます（8月・3月除く）。

※ 修学旅行積立金は別になります。

3. 兄弟姉妹奨学金

在学中の兄弟姉妹（3歳以内であり、本校の定める特待生ではない）がいる場合、2人目以降の弟・妹に対して、第1回入学試験単願で合格し本校に入学した場合、入学金の半額（75,000円）を奨学金として支給します。

※ 奨学金（入学金の半額75,000円）は、入学後に所定の審査・手続きを経てから支給（返金）となります。

4. 永井学園奨学金

本校入学後に優秀な成績を修めた生徒に対しその努力を賞し、永井学園奨学金規定に基づき奨学金等が支給されます。奨学生の選考は毎年度おこなわれます。

5. その他の支援制度

国の就学支援金制度以外に、栃木県が実施する教育費負担軽減を目的とした「奨学のための給付金」制度があります。給付される額は、年額52,600円～138,000円となり、家族構成（扶養等）により決定されます。令和元年度は年収がおおよそ250万円未満程度の世帯に給付される予定です。